

第3節 健康づくり・生きがいづくり

第1項 介護予防事業の円滑な提供

- 高齢者ができるだけ介護が必要な状態にならず、自立した生活を営むことができるためには、介護予防は非常に重要です。介護予防は、個人の選択と意欲に基づいて行う重要な「自助」活動です。
- 広く介護予防の重要性を府及び市町村より周知し、高齢者の方が気軽に介護予防の取組みに参加し、継続して行うことができるような施策展開ができるよう市町村を支援します。

【現状と課題】

- 介護予防事業については、地域支援事業実施要綱が改正され（平成22年8月）、介護予防事業の対象者の把握方法（スクリーニング）が簡素化されました。このことにより、事業対象者数は増えましたが、二次予防事業への参加率は依然として低い状況です。
また、介護予防事業に参加し、心身の状況が改善した人で事業終了後も継続して介護予防に取り組んでいる人は少ない状況です。
- 介護予防事業は、高齢者が気軽に、継続して取り組めるようにすることが必要です。市町村の中には、参加率・継続率の向上のため、一次予防事業を充実させ、元気な時から事業参加を促すことにより、自然と二次予防事業に移行できる体制整備を行うものや、地域活動の中で継続的に介護予防の取組みが行えるような仕掛けづくりを行うものなど、地域特性に応じて様々な工夫をした事業展開を行っているところがあります。
このような効果的な取組みや魅力的なプログラムを増やしていく必要があります。
- 市町村が実施している介護予防事業は通所型のものが多く、訪問型の事業は少ない状況です。
閉じこもりがちの高齢者などは、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難であり、このような方が介護予防に取り組めるような事業の展開が必要です。
- 要支援と非該当を行き来しているような高齢者について、切れ目なくサービスを提供できるよう、介護予防事業、任意事業、予防給付を一体化した「介護予防・日常生活支援総合事業」の円滑な実施を促進する必要があ

ります。

【施策の方向】

- 高齢者の方が介護予防事業に気軽に取組み、継続して活動できるように、魅力のあるプログラムの紹介や効果的な事業例などの情報提供を行い、市町村の効果的な事業の実施を支援します。
（効果的な事業例）
 - ・ 高齢者の集いなど日常的な集まりの中で、介護予防事業を展開
 - ・ 広く高齢者の参加を募ることで、二次予防事業対象の高齢者が参加しやすくなることから、一次予防事業を中心とした介護予防事業を実施 など
- 閉じこもりがちの高齢者等の介護予防事業への参加を進めるため、訪問型の事業実施に向けた情報提供や情報交換の場を設置します。
- 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に当たっては、市町村が任意事業の内容を含めてサービス内容を再構築することが必要でありますので、府として市町村に事業例を提示するなどの支援を行います。（再掲）

〈主な取組み〉

- 高齢者の心身機能や生活環境の改善に取り組む市町村を支援
 - ・ 地域支援事業交付金による支援（再掲）

第3節 健康づくり・生きがいづくり

第2項 健康づくり

- 高齢期を健やかに、また可能な限り自立して過ごせるように、壮・中年期以前からの健康づくりや生活習慣病予防を推進します。
- 府民の健康づくりを支援するため、大阪府保健所の機能を活用した地域保健の向上を進めるとともに、高齢者が健やかに暮らすために安全安心な食の確保に取り組みます。

【現状と課題】

(1) 大阪府健康増進計画の推進

- 「大阪府健康増進計画（計画期間：平成 20～24 年度）」に基づき、生活習慣病予防のため7つの分野（栄養・食生活、運動・身体活動、休養・こころの健康づくり、たばこ対策、健康診査・事後指導の充実、歯と口の健康、アルコール対策）に取り組んでいます。
- 平成 24 年度までを計画期間とする本計画の中間年にあたる平成 22 年度には、計画の進捗状況等における評価と、その結果を基にした目標値の見直し、および行動計画への反映を目的とした中間評価を実施しました。

この結果、平成 22 年度における「7分野における重点化した目標項目」について、目標値を達成していたものは1分野のみであり、分野により改善傾向にあるものと悪化傾向にあるものがありました。

分野	指標		大阪府民の健康・栄養状況 (H15-18)	中間評価値	中間評価	H24 目標値
栄養・食生活の改善	脂肪エネルギー比率		27.40%	27.20%	ほぼ変化なし または改善傾向	25%以下
	野菜摂取量		261g	265g		350g 以上
	朝食欠食	20歳代男性	34.40%	31.70%	15%以下	15%以下
		30歳代男性	24.50%	21.10%		15%以下
運動・日常生活	男性	8,078歩	7584歩	改善が見られ		10,000歩

身体活動の習慣化	における歩数	女性	6,991歩	6466歩	ないまたは悪化傾向	9,000歩
	運動習慣のある者の割合		34.10%	31.80%		44.2%以上
休養・こころの健康づくり	睡眠による休養が不足している者の割合		23.90%	22.80%	ほぼ変化なし または改善傾向	21%以下
	自殺者数			2079人		1,500人以下
たばこ対策の推進	喫煙する者の割合	男性	44.20%	46.50%	改善が見られ ないまたは悪化傾向	30%以下
		女性	13.60%	12.80%		5%以下
健康診査・事後指導の充実	がん検診受診率	胃がん			改善が見られ ないまたは悪化傾向	50.00%
		子宮がん		14.9%		50.00%
		肺がん		~		50.00%
		乳がん		22.1%		50.00%
		大腸がん				50.00%
歯と口の健康づくり	80歳で20本以上の歯を有する人の割合			29.6	目標達成	30%以上
	60歳で24本以上の歯を有する人の割合			58.2		60%以上
アルコール対策	多量飲酒者の割合(1日純アルコール約60g↑)	男性	6.70%	5.00%	改善が見られ ないまたは悪化傾向	4.1%以下
		女性	1.30%	0.70%		0.2%以下

(2) がん対策の推進

- 大阪府がん対策推進計画に基づき、「がん予防の推進」、「がんの早期発見」及び「がん医療の充実」を三本柱として、がん対策に取り組んでいます。
- がん年齢調整死亡率(75歳未満)は、101.8(平成17年)から93.8(平成21年)に減少してきましたが、がん検診受診率は全国最低水準で推移しており、引き続き、がんの正しい知識を普及し、がん検診に対する府民意識を高め、予防、早期発見、早期治療へつなげる取組みが必要です。

【施策の方向】

(1) 大阪府健康増進計画の推進

○ 平成 22 年度に実施した上記の中間評価を踏まえ、生活習慣病予防のため 7 つの分野について、平成 24 年の目標値の達成に向け、①「府民全体に働きかける取組み」、②「ターゲットを絞った取組み」を推進するとともに、③「個人の取組を支援する環境整備」を総合的に推進します。

また、現計画の最終年度となる平成 24 年度においては、最終評価を行うとともに、次期計画を策定します。

さらに、市町村健康増進計画の策定、同計画に基づく地域の実情に応じた健康づくり事業が円滑に推進できるよう指導・助言に努めます。

(2) がん対策の推進

○ 「大阪府がん対策推進条例(平成 23 年 4 月 1 日施行)を基本として、平成 20 年度から平成 24 年度までを計画期間とする「大阪府がん対策推進計画」の進捗状況の評価と見直しを行います。

(3) 地域保健対策の推進

○ 大阪府保健所が有する地域保健に関する専門的、技術的、広域的拠点の機能を発揮して、広域的業務の企画・調整や健康に関する情報の発信に引き続き努めます。

また、政令指定都市、中核市保健所との連携強化を図り、大阪府保健所が現に保有する広域性が失われることのないよう努めていきます。

○ 大阪府保健所の高度専門性を活かし、市町村と連携しながら、専門的なケアや指導を必要とする方への支援や市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等の円滑な推進のための相談対応や技術的助言などを行います。

(4) 食の安全安心の確保の推進

○ 高齢者の充実した食生活を実現するため、大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、食品による危害の防止を図ります。

〈主な取組み〉

《大阪府健康増進計画の推進》

○ 栄養・食生活の改善

- ・ 「食育推進強化月間」、「野菜バリバリ朝食モリモリ」推進の日におけるイベントの実施
- ・ 食ボランティアの育成、ボランティア活動の支援
- ・ 飲食店等におけるメニューの栄養成分表示やヘルシーメニューの提供等推進

○ 運動・身体活動の習慣化

- ・ ウォーキングコースや大規模自転車道の情報、ウォーキングイベント等の情報発信
- ・ 日常生活の中で気軽にできる運動の普及・啓発
- ・ 「階段利用の促進」を呼びかけるポスターの雛形をホームページで提供

○ 休養・こころの健康づくり

- ・ 相談や受診の勧め、周囲の人への理解の推進、こころの病気、自殺についての正しい知識の普及啓発。
- ・ 市町村が実施するこころの健康づくりに関する事業への講師等の派遣や最新情報の提供および充実
- ・ 府庁内関係部署や関係機関・団体と協力した総合的な自殺防止支援
- ・ 自殺予防に向けた大阪府こころの健康総合センターと協力した保健医療福祉関係職員等への研修の開催、府保健所等による個別ケースへの支援スキルの提供

○ たばこ対策の推進

- ・ 児童・生徒・学生へ喫煙防止の取組み支援
- ・ 喫煙者に対する禁煙方法の情報提供や禁煙サポートが実施、保健医療従事者に対する研修会や情報提供
- ・ 公共施設（官公庁・医療機関・学校・公共交通機関）における全面禁煙
- ・ 健診・人間ドック等の機会を活用した喫煙者への禁煙サポート支援

○ 健康診査・事後指導の充実

- ・ 特定健診・特定保健指導（※）の推進
- ・ 市町村国民健康保険を中心に取組み状況や課題を把握し、人材育成や保健指導プログラムの開発等による受診率向上や保健指導充実に係る支援
- ・ 地域・職域連携推進協議会を活用した市町村や医療保険者等、関係者間の総合調整
- ・ 保健指導の対象ではないが循環器疾患の危険因子を有する人への保健指導等の推進
- ・ 保健指導による改善実績のPR、保健指導実施者を対象とした研修会の開催
- ・ がん検診について、組織型検診（受診対象者を正しく把握した検診対象者台帳に基づく系統的受診勧奨、医療機関の検診精度の管理、精検受診などの追跡調査などが一体的に整備された検診方式）が全市町村に導入できるよう働きかける。
- ・ がん検診と特定健診の同時実施による受診しやすい環境の整備と検診機関の精度管理の向上

○ 歯と口の健康づくり

- ・ 小冊子配布や府ホームページの活用等による情報提供
- ・ 成人歯科健診の充実
- ・ 歯科保健関係者と歯科以外の職種者との協働による歯と口の健康づくりを支援

○ アルコール対策

- ・ 多量飲酒者に向けた適度な飲酒やアルコール依存症についての知識の普及啓発、府保健所のこころの健康相談などを活用した相談、早期治療の導入
- ・ アルコール依存症の予防と早期発見に向けた知識の普及・啓発、治療が必要な人が相談窓口や医療機関などを受診するための保健医療福祉従事者に対する研修や情報提供

《食の安全安心の確保》

- ・ 事故が発生した場合、重篤な影響を及ぼす可能性のある施設の監視強化（対象施設：高齢者福祉施設、高齢者配食サービス、弁当調製施設など）
- ・ 食中毒予防啓発（食中毒予防街頭キャンペーン、リスクコミュニケーションなど）

第3節 健康づくり・生きがいづくり

第3項 社会参加の促進

- 高齢者の培った豊かな知識、経験、技能は、本人にとっても社会にとっても大きな財産であり、こうした能力を活用した社会貢献活動は、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにもつながります。
- 今後、団塊の世代のリタイアに伴い、地域活動への潜在的な参加希望者が増えていくことが予想されることから、意欲ある高齢者が生涯現役で活躍できるように健康づくりや社会参加を支援します。

【現状と課題】

- 高齢者がこれまでの経験や知識を活かし、元気な高齢者には、地域において支えられる側ではなく支える側として活躍してもらうことが期待されています。

このため、地域活動を自己実現の場として意識してもらい、実際の活動に結びつくように、NPO や企業等と協働でセミナーやイベント等を実施し、意欲あるシニア人材の発掘に努めています。

- 老人クラブは、身近な地域の活動を行っており、地域福祉の担い手として期待されていますが、会員数の減少や高齢化のため新たな取組みによる組織の強化や活動の活性化を図る必要があります。

このため、平成 23 年度から地域課題に応じた新たな取組みを推進する補助制度に改正することにより老人クラブ活動を支援しています。

【大阪府老人クラブ連合会 クラブ数等の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
老人クラブ数	4,058	4,017	3,979
会員数	293,767人	290,085人	282,197人

- 「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60 歳以上の高齢者を中心としたスポーツ、文化、健康、福祉等の総合的な祭典で、ふれあいと活力ある長寿社会の形成をめざし、大阪府選手団を派遣しています。
- 生涯学習は幼年期から高齢期までの各ライフステージにおいて、自らの

意思に基づき行う学習、スポーツ、芸術、ボランティアや趣味などの活動であり、高齢者の生きがいづくりや社会参加に有効であることから、より参加しやすい仕組みを整えていくことが必要です。

- 多様化する地域の福祉課題を、ビジネス的手法を用いて解決する社会起業家には、地域住民が必要とするサービスの提供が期待されています。

【施策の方向】

- 元気な高齢者に地域活動の場への参加を促すため、シニア人材の発掘・養成から、実際の活動の紹介など、NPO や企業等と協働でセミナーやイベント等を企画し、実施します。
- 府内全域で地域の実情に応じた老人クラブ活動が展開されるよう市町村及び大阪府老人クラブ連合会を通じて支援します。
- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣事業により、出場を目指した日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを推進します。また、選手が開催地において全国の人々と交流することにより、世代や地域を超えた新たな絆を形成し、誰もが輝き続けることができる社会の実現に努めます。
- 市町村、大学等の教育機関、NPO などの自主的な活動により、生涯学習を取り巻く環境は充実してきていますが、住民に身近な市町村を基軸に生涯学習施策が推進されるように、市町村のニーズ把握や連携などサポートに努めます。
- 大阪府社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会とも連携し、地域における住民の福祉活動への参加・交流の機会拡大など、質の高い福祉サービスの担い手の確保に努めるとともに、社会起業家中間支援組織と連携しながら、社会起業家を育成、支援します。

〈主な取組み〉

- アクティブシニアがあふれる大阪事業への支援：地域活動や社会参加を行うシニア人材を講座やイベント等により育成する事業
- 高齢者地域活動推進事業（老人クラブ活動助成）：市町村が主体的に取り組む地域活動のうち、高齢者の自主組織を通じて実施する事業「単位老人クラブ・市町村老人クラブ連合会」に助成
また、府域における健康づくり介護予防事業等に取り組む「大阪府老人クラブ連合会」を支援
- 障がい者や高齢者、児童などへの支援等、府民福祉の向上に寄与する活動を行っている団体の支援
 - ・ 大阪府福祉基金、地域福祉振興助成金による支援

第3節 健康づくり・生きがいづくり

第4項 雇用・就業対策の推進

- 高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能等を活かし、労働を通じて社会に貢献するため、就業意欲に応じて働き続けられるように、国や関係機関と連携しながら雇用・就業対策を推進します。

【現状と課題】

- 就労意欲が高く仕事に生きがいを感じている高齢者は多くおられます。高齢者の雇用情勢が厳しい中、こうした高齢者の意欲、能力、経験が十分発揮できるように就業の機会に結びつけることが必要です。
府では、「高年齢者雇用促進フェア」事業や「JOBプラザOSAKA」において、高齢者等の就職困難者を対象に、相談・カウンセリング、職業紹介などを実施しています。
- 各市町村シルバー人材センターでは、会員である高齢者に対して、地域に密着した臨時的・短期的・軽易な仕事を提供しています。

シルバー人材センター事業実績（平成23年3月末現在）

会員数	5万7,025人
平均年齢	69.5歳
設置状況	33市6町42団体

【施策の方向】

(1) 高齢者の雇用・就業の確保

- 市町村・ハローワークとの連携により「高年齢者雇用促進フェア」を開催し、地元企業等の求人情報提供や面接会、相談等を実施します。また、今後は商工会等と連携した事業展開を図ります。
- 高齢者の就職を支援するため、「JOBプラザOSAKA」において、きめ細かな就職支援サービスの提供をワンストップで行います。

(2) シルバー人材センター事業の促進

- 高齢者の能力を活かした就業機会を確保し、生きがいの充実と社会参加を促進するため、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する指導・支援や各市町村シルバー人材センターに対する指導・助言を行い、就業機会の拡大と就業率の向上を図ります。

第4節 利用者支援の推進

第1項 制度周知等の推進

- サービスを必要とする高齢者が、確実に、また、自らの選択により適切に介護サービスを利用できるように、制度の趣旨や仕組み、サービスの利用手続き、介護サービス事業者に関する情報などを、的確にわかりやすく届けます。

【現状と課題】

- 大阪府では、パンフレットやホームページなどを活用して介護保険制度や高齢者福祉サービスの周知に取り組んでいます。
府の調査によると、介護保険制度について「知っている」「聞いたことはあるが内容までは知らない」と回答した割合は 91.8%で、広く定着していると考えられます。
しかし、地域密着型サービスや介護予防という言葉の認知度が低く、「サービスの利用方法がわからない」「どのようなサービスがあるかわからない」といった理由で介護サービスを利用しない方もおられることから、引き続き制度の周知が必要です。
- 介護保険法等の改正に伴う制度変更や府民ニーズが見込まれるサービスについては、短期間で多くの方に情報が行きわたるよう、重点的な広報活動が必要です。
- 情報提供に一定の配慮が必要な高齢者等には、周知に際しきめ細かな対応が必要です。
- 介護保険施設及び指定事業所（居宅サービス事業・居宅介護支援事業）の詳細情報を、ワムネットと情報公表制度の二つのホームページで発信しています。このうちワムネットによる情報提供については、国及び民間で実施可能なことから、平成 24 年 9 月で打ち切られる予定になっており、情報公表制度による情報提供のより一層の充実が必要です。

【施策の方向】

(1) 広報の充実

- 様々な媒体を活用した広報活動により、制度の周知及び府民ニーズに対応した情報提供を行います。

特に、地域包括ケアシステムの実現に向け、住み慣れた自宅や地域で

の暮らしを支えるサービスや支援体制の周知に努めます。

- 情報が的確に利用者や家族に届くように、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員など地域の関係機関や社会資源との連携による手法を検討し、市町村とともに効果的な広報活動を推進します。
- 高齢障がい者や在日外国人の方など情報入手に支援を要する方々への配慮を充実させます。

(2) ホームページを活用したサービス情報の提供

- ワムネットと情報公表制度の役割分担あるいは統合について、国に働きかけます。

〈主な取組み〉

- パンフレットの作成・活用、ホームページの活用による制度周知、啓発
 - ・ 介護保険法等の改正に伴う制度変更内容の周知及び新サービスのPR
 - ・ 地域包括ケアシステムの実現に資するサービス・支援体制の周知
 - ・ 地域包括支援センターの周知（再掲）
 - ・ 認知症に関する正しい知識や相談窓口等の啓発（再掲）
- 高齢者虐待防止の啓発（再掲）
 - ・ ホームページ等による府民への啓発、事業者への集団指導等による啓発
- 高齢者保健福祉月間における取組み
 - ・ 広報紙等による認知症相談対応機関のPR（再掲⇒確認）
 - ・ 啓発ポスター・コンクール
- 行事を活用した広報・啓発
 - ・ 市町村等で開催される啓発イベントの周知
 - ・ 介護の日（11月11日）を通じた高齢者介護の啓発
- 点字、ルビ打ち版、外国語版などのパンフレットの作成・活用

第4節 利用者支援の推進

第2項 相談・苦情解決体制の充実

- 高齢者が地域において、いつまでも暮らし続けるためには、介護サービスをはじめ、高齢者を支える様々なサービス等の情報が集約され、高齢者からの相談に対応できる窓口が、できるだけ身近なところに整備されていることが必要です。
- また、利用者の権利を守るだけでなく、サービスの質的な向上と介護保険制度の円滑な運営に当たるためにも介護サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応し、解決する体制の強化に努めていきます。

【現状と課題】

(1) 相談体制の充実

- 高齢者が様々な生活課題を抱えたときに、身近なところで容易に総合的な相談ができる体制づくりが必要です。
- 地域包括支援センターは、地域における身近な相談窓口として、また、「地域包括ケアシステム」の構築において中心的な役割が期待されていますが、府の調査では、「全く知らない」という回答が45.5%を占めるなど認知度が低い状況です。

このため、地域包括支援センターの認知度を高めることが必要です。

- 一人暮らしの高齢者等の中でも閉じこもりがちの方のニーズは相談事案としてなかなか表面に出てこないため、これらのニーズを掘り起こすことも必要です。
- CSWについては、要援護者からの相談に対する個別支援だけでなく、要援護者を「本来対応すべき機関につなぎ」ながら、当該要援護者を地域で支えることができるネットワークの構築及び普遍的な仕組みの開発・提言という機能を充実させることが重要です。
- 相談を受ける際には、コミュニケーションに支援が必要な方々へのきめ細かい配慮が必要です。

(2) 苦情解決体制の充実

- 介護保険制度に関する苦情については、市町村が直接かつ総合的な窓口として対応します。市町村で解決できない介護サービスに関する苦情は、大阪府国民保険団体連合会が対応します。大阪府は必要に応じ関係

機関の広域的・総合的な指導・調整を行います。大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について、助言、相談、あっせん等を行っています。

苦情に迅速かつ適切に対応するためには、それぞれが役割を十分果たし連携を密にしていくことが必要です。

- サービス事業者は利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するよう国が定める運営基準に規定されていることから、事業者における苦情解決体制の機能的な整備が必要です。

【施策の方向】

(1) 相談体制の充実

- 身近な相談窓口を充実させるため、地域包括支援センターをはじめ、在宅介護支援センター、保健センター、隣保館、老人福祉センター、社会福祉協議会、医療機関、薬局（健康介護まちかど相談薬局）、住民の自主的な支援活動や、CSW、民生委員等と連携した取組みが地域の実情に応じて実施されるように、市町村に対する適切な助言に努めます。
- 地域包括支援センターの認知度を向上させるため、パンフレットやホームページを活用した広報活動に努めます。
- 一人暮らし高齢者等に対しては、民生委員、隣保館の相談員、介護相談員等が、高齢者のニーズを把握する訪問型の相談活動を行うよう働きかけます。
- 高齢、障がい、子ども等の属性や分野に関係なく、また制度の狭間の問題等既存の福祉サービスだけでは対応困難な福祉課題に対応するための地域福祉のセーフティネットを、地域の実情に応じて構築することを市町村に働きかけます。
- 高齢障がい者等が安心して相談することができるよう、コミュニケーションの確保など、障がい等の特性に応じたきめ細かな対応を行うよう市町村に働きかけます。

(2) 苦情解決体制の充実

- 苦情の対応においては、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会との緊密な連携を図ります。
また、利用者から寄せられた苦情の集約・分析・市町村への情報提供を行うことにより、苦情対応体制強化の支援を行います。
- 大阪府国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用するなど、実地指導等の速やかな対応に努め、不正請求等重大な違反があ

れば指定取消や指定効力の停止等も視野にいれて厳正に対処していきます。

- サービス事業者に寄せられた苦情については、当該事業者が利用者の立場に立って迅速かつ適切に対応するよう指導するとともに、苦情解決責任者や社会福祉法人における第三者委員の設置等苦情解決体制を整備するよう事業者に働きかけます。

第4節 利用者支援の推進

第3項 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供

- 高齢者が自らの意思で安心してサービスを選択し利用できるように、個々の高齢者等の状況に配慮したきめ細かな対応を行っていきます。

【現状と課題】

- 高齢障がい者や在日外国人などが、自らの意思でサービスを選択し、利用できるようにするためには、障がい種別による特性やコミュニケーションの確保など一人ひとりの状況に応じ、適切にサービスが提供されることが必要です。
- 要介護認定等に当たっては、障がいのある人など、高齢者一人ひとりの状態を審査・判定に正しく反映させることが求められます。
- 地域で暮らすハンセン病回復者が高齢化していく中で、介護・福祉サービスへのニーズが高まっているため、サービスの利用が円滑に行われるような取組みが必要です。また、地域で介護等を担当する専門職等にハンセン病問題への認識を継続して啓発することが必要です。
- 所得の低い方の介護保険サービス利用が困難とならないように、各種負担軽減制度の適切な活用が求められます。
- 府では、ユニバーサルデザインに関する研究を行い、健康福祉分野での新産業創出等を促進する研究成果の普及に努めています。

【施策の方向】

(1) サービス提供における配慮

- 人権尊重の考え方のもと、円滑なコミュニケーションを図り、高齢障がい者等の立場に立った適切なサービス提供を行うように、集団指導や実地指導など様々な機会を通じて事業者を指導します。

(2) 要介護認定における配慮

- 高齢障がい者や認知症の人など一人ひとりの状態をより正確に認定調査に反映するため、特記事項に介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するように、引き続き認定調査員に対する研修を実施します。

また、介護認定審査会において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように、引き続き介護認定審査会委員に対

する研修を実施します。

- 認定調査の実施に当たっては、調査対象者本人から状態についての十分な説明を聞くとともに、本人等の希望に応じて生活面での困難を的確に説明できる者の同席や、コミュニケーションを確保するため、手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳・介助、さらには筆談の利用などにより、調査員に対する意思の伝達を手助けする取組みを市町村とともに推進します。

(3) ハンセン病回復者とその家族等への支援

- 地域で暮らすハンセン病回復者や家族に対して、多方面から支援ができるように、ハンセン病回復者支援センター及び市町村、介護・福祉関係職員との連携を図ります。

(4) 低所得の人への配慮

- 介護保険制度における「高額介護サービス費」、「特定入所者介護サービス費」については利用者からの申請が必要ですので、市町村と連携しながらより一層の制度周知徹底に努めます。
- 社会福祉法人等による利用者負担軽減は、生活保護受給者もユニット型施設への入所が可能となるように、居住費（滞在費）に事業が拡大されたところであり、同制度が全ての法人で行われるよう引き続き働きかけます。

(5) 健康福祉産業の振興

- 高齢者の豊かな生活を支えるため、ユニバーサルデザイン及び健康福祉関連機器等の開発に際しての技術・デザイン面での企業への開発指導・相談の支援を行うなど、健康福祉産業の振興に努めます。

第4節 利用者支援の推進

第4項 適切な要介護認定

- 介護サービスの利用のための最も重要な手続きである要介護認定において、個人の身体の状況が正確に把握され、客観的で公正な判定が行われるように取り組みます。

【現状と課題】

- 高齢化の進展に伴い、今後ますます要介護認定等の申請が増加することが見込まれる中で、要介護認定の平準化を図り、認知症高齢者や、さまざまな障がいのある方など高齢者一人ひとりの状態をより正確に反映させることが求められます。

【施策の方向】

- 要介護認定の平準化を図るため、介護認定審査会委員、認定調査員及びかかりつけ医に対する研修の充実を図ります。
- 要介護認定に当たっては、高齢障がい者や認知症高齢者など一人ひとりの状態をより正確に認定調査に反映するため、特記事項に介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するように、引き続き認定調査員に対する研修を実施します。
特に、認定調査は、障がいや疾病の特性を適切に把握して行う必要があることから、障がいのある方、疾病のある方の認定調査時における留意点などについても研修を実施します。
- 介護認定審査会において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように、引き続き介護認定審査会委員に対する研修を実施します。
- 要介護認定にかかる審査判定の重要な資料となる主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法等に関する研修を引き続き実施します。
- 認定調査の実施に当たっては、調査対象者本人から状態についての十分な説明を聞くとともに、本人等の希望に応じて生活面での困難を的確に説明できる者の同席や、コミュニケーションを確保するため、手話通訳、要約筆記、盲ろう者通訳・介助、筆談の利用などにより、調査員に対する意思の伝達を手助けする取組みを市町村とともに推進します。

- これらの取組みを通じて、市町村において公平・公正で適切な要介護認定が実施できるように、引き続き支援します。

〈主な取組み〉

- 認定調査員研修
 - ・新規研修
 - ・現任研修
- 介護認定審査会委員研修
- 主治医意見書作成研修
- 介護認定審査会運営適正化研修
 - ・介護認定審査会事務局職員

第4節 利用者支援の推進

第5項 不服申立ての審査（介護保険審査会）

- 市町村等が行った処分に対する審査請求を審理する大阪府介護保険審査会の適切な運営に努めます。

要介護認定や保険料賦課等市町村等が行った処分に対し、不服がある場合は、大阪府介護保険審査会に審査請求を行うことができます。

- 要介護認定に関する審査請求

保健・医療・福祉等に専門的知識を有する委員 3 人 1 組で構成する合議体を設置し、認定調査に疑義がある場合は、専門調査員による調査を行つたうえで審理・裁決を行います。

- 保険料の賦課等要介護認定以外の処分に関する審査請求

被保険者代表、保険者代表、法律等の専門家のそれぞれ 3 名の審査会委員で構成する合議体を設置し、審理・裁決を行います。

また、請求に係る法律上の問題を審理するため小委員会を設置し、審理の迅速化を図ります。

第5節 介護保険事業の適切な運営

第1項 介護サービス等の質の向上

- 府民の介護ニーズに応えるため、公・民の連携を図りながらサービスの提供に不可欠な人材の養成・確保を進めます。
- 人材の養成に当たっては、利用者本位の質の高いサービスが確保されるように専門性を高めるとともに人権の尊重を基軸とした高い倫理性の確立に努めます。

【現状と課題】

(1) 介護支援専門員

- 介護支援専門員は、利用者の立場に立ったケアマネジメントを行うことのできる高い専門性と人権意識が要求されます。
- 府では、介護支援専門員の継続的な養成、資質・専門性の向上を目的に、介護支援専門員を養成する「実務研修」をはじめ、資格更新の要件となる「更新研修」、包括的・継続的マネジメントを担う人材を養成する「主任介護支援専門員研修」等の研修を体系的に実施しています。
- 大阪府介護支援専門員登録簿登載者数及び介護支援専門員数は次のとおりです。

〈大阪府介護支援専門員登録簿登載者数及び介護支援専門員数〉

- ・ 大阪府介護支援専門員登録簿登載者数 38,776 人
- ・ 上記のうち、介護支援専門員数(介護支援専門員証の交付を受けたもの) 37,862 人

(平成 23 年 8 月 31 日)

(2) 福祉・医療・保健の人材養成と確保、資質の向上

- 府では、介護職員、介護福祉士、社会福祉士、看護師、保健師等専門的人材の養成・確保及び資質向上を進めており、引き続き研修の質の確保や修学資金の貸与等を行っていくことが必要です。

介護員養成研修事業者の指定と修了者の状況(実績ベース) (人)

	基礎研修	1級課程	2級課程	合計
指定事業者数(平成23年3月末現在)	58	9	252	319
修了者数(平成22年度中)	687	0	18,623	19,310
延べ修了者数(当初～平成22年度)	2,015	8,896	248,209	259,120

※ 1級課程及び基礎研修課程は、24年度末をもって実務者研修へ一本化となる見通し

- 「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号）の一部改正に基づき、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が一定の条件の下でたんの吸引を行えるようになったことから、安全なサービス提供を行えるように適切な研修の実施が必要です。
- 社会福祉施設・事業所従業職員の資質向上（社会的要請への対応やスキルアップ等）を図ることが必要です。
- 増大する介護ニーズに対応するため、福祉分野における就業を促進することが必要です。

福祉・介護従事者を平成 21 年度から 3 年間で 7,500 人増の目標を部局長マニフェストで設定

・人材確保事業による就業者数：2,976 人

(H22 までの累計 4,496 人増)

(3) 介護サービスの評価・公表

- 利用者が安心してサービスを利用できるように、サービス事業者の自己評価の実施や評価機関による評価の実施及び公表を推進しています。
- 介護サービスの情報の公表については、介護保険法改正に伴い、平成 24 年度からの公表前の調査の義務付け廃止されました。

【施策の方向】

(1) 介護支援専門員への支援

- 介護支援専門員の専門性や人権意識を高め、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行えるように、関係団体と連携しながら、研修の内容を充実します。
- 「実務研修」や「主任介護支援専門員研修」では、国の示す標準カリキュラムに加え、独自の内容を取り入れており、このような府独自の取組みを引き続き実施します。

(2) 福祉・医療・保健の人材養成と確保、資質の向上

① 人材の養成と確保、資質の向上

- 介護職員の研修事業者が実施する研修事業の質を確保するため、必要な指導を行います。
- 介護職員等がたんの吸引等に関する知識や技能を習得するため、登録要件を満たすものについては研修機関として登録し、研修体制の整備を進めます。また、適切な運営が行われるように、登録研修機関への必要な指導監督を行います。

- 介護福祉士および社会福祉士の資格取得をめざす学生の修学を容易にし、質の高い介護福祉士等の養成・確保に努めるため、養成施設等修学者に対して、修学資金を貸付けます。
- 社会福祉施設・事業所従業職員の資質向上のため、利用者に対する処遇水準の向上及び福祉・介護現場における人材確保対策の観点から、今後も資質向上研修の適切な実施に努めます。
- 介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象とした福祉用具や住宅改修等に関する研修等を実施し、府域における介護技術の向上及び介護・福祉分野における質の高い人材の確保、育成に努めます。
- 看護学生に対する修学資金の貸与並びに養成施設に対する助成を行い、看護職員の確保・定着に努めます。
- 看護職員等の養成施設に対する指導・助言を通じた教育水準の向上及び講習会の開催による資質向上に努めます。
- 府保健所において、管内の医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修等を行います。また、市町村保健センターと連携して保健師学生等の臨地実習の受け入れを行うなど人材養成に努めます。

② 就業の促進

- 福祉分野における介護職員等の就業を促進し安定した質の高い人材確保を図ります。
- 地域別合同求人説明会に併せ「福祉・介護人材マッチング支援事業（キャリア支援専門員による求人・求職のマッチング支援）」を実施します。

(3) 介護サービスの評価・公表

- サービス事業者が、サービスの質の評価を自ら厳正に行い、その結果を適切に開示するように指導します。
- サービスの質の向上を促し、併せてサービスの質に関する情報を利用者に提供するため、福祉サービス第三者評価機関の認証や評価結果の公表など、福祉サービス第三者評価事業を推進します。
- 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護について、サービスの質の評価を行う外部評価制度について、市町村と連携を図りながら推進します。
- 介護サービス情報の公表制度については、事業者が調査を希望する場合に調査を行うこととし、より事業者に受け入れられる制度とするとともに、府民が利用しやすい制度となるよう努めます。

〈主な取組み〉

- 介護支援専門員に対する研修の実施
 - ・ 介護支援専門員実務研修の実施
 - ・ 介護支援専門員実務従事者基礎研修の実施
 - ・ 介護支援専門員専門研修の実施
 - ・ 介護支援専門員再研修の実施
 - ・ 介護支援専門員更新研修の実施
 - ・ 主任介護支援専門員研修の実施
- 大阪府介護情報・研修センター事業
- 看護職員の確保・定着
- 看護職員の確保・定着
 - ・ 看護師等養成所施設整備費補助
 - ・ 看護師等養成所設備整備費補助
 - ・ 看護師等養成所運営費補助
 - ・ 大規模看護師等養成所運営費補助
 - ・ 教員養成講習会・実習指導者講習会の開催
 - ・ 看護師等修学資金の貸与
 - ・ 病院内保育所運営費補助事業
 - ・ 病院内保育所施設整備費補助事業
 - ・ 新人看護職員研修事業
- 就業の促進
 - ・ 福祉人材無料職業紹介事業、民間社会福祉施設合同求人説明会、広報啓発事業、求人求職者向けセミナー等の開催などの事業を実施

第5節 介護保険事業の適切な運営

第2項 サービス事業者への指導・助言

- サービス事業者が利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立った適切なサービスを提供できるように、市町村と連携して、集団指導、実地指導等、あらゆる機会を通じ、適正な指導権限の行使に努めます。
- 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への適正な入所選考が行われるよう指導します。
- 市町村への事務移譲に伴うサービス事業者への指導監督については、市町村が適切に指導権限を行使できるように市町村を支援します。

【現状と課題】

- 重大な指定基準違反や人権侵害、不正請求が疑われるなど、悪質な事業者に対しては、介護保険制度の信頼維持及び利用者保護の観点から厳正な対応が必要です。
- 利用者が安心してサービスを受けるため、介護事故の未然防止や事故発生時の適切な対応が求められます。
- 「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、自らの事業の一環として、たんの吸引等に関する知識・技能を習得したとして認定証の交付を受けた介護職員等によりたんの吸引等の業務を行う事業者（登録特定行為事業者）の登録が始まりました。
- 改正介護保険法の「大都市条例」や大阪府版地方分権により、サービス事業所の指定・指導権限を順次市町村に移譲します。地域主権の趣旨は地域の実情に応じた弾力的な対応を可能とするのですが、一方で、府域全体の指導の基準を維持し、利用者保護や給付の適正化を担保していく必要があります。
- 集団生活を送る介護保険施設における感染症等対策を推進することが必要です。
- 特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い高齢者に対して、適正な入所選考が求められます。
- 指定通所介護事業所等において、その設備の一部を使用し利用者に対して必要な介護サービスを、日中だけでなく宿泊を伴う方法で提供するいわ

ゆる「お泊りデイサービス」については、介護保険法の対象外であるため明確な基準がなく、現在国において検討がなされています。

【施策の方向】

(1) 居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者の指導

- 指導をより効果的なものにするため、集団指導や指定時研修、実地指導の内容充実に努めます。
- 介護事故に関しては、未然防止の徹底を図り、万一事故が発生した時には市町村への連絡を速やかに行うとともに再発防止策の取組み等について指導します。
- 登録特定行為事業者が、介護職員等によるたんの吸引等に関し、必要な登録基準を満たしているかどうかについて適切な指導監督に努めます。
- 事務移譲後の市町村において、事務執行が円滑に行われるよう、連絡会議の開催や集団指導の合同実施などを検討します。
- いわゆるお泊りデイサービスについては、国の動向を注視するとともに、府内での状況を把握した上で、慎重に検討します。

(2) 介護保険施設への指導

- 「介護保険施設等実地指導マニュアル」(平成22年3月改訂)に基づき指導を行います。また、介護報酬の算定・請求について施設等による自主点検表を活用し、効果的な指導を行います。
- 介護事故に関しては、未然防止の徹底を図り、万一事故が発生した時には市町村への連絡を速やかに行うとともに再発防止策の取組み等について指導します。
- 登録特定行為事業者が、介護職員等によるたんの吸引等に関し、必要な登録基準を満たしているかどうかについて適切な指導監督に努めます。
- 介護保険施設における感染症や食中毒の予防とまん延防止対策を徹底させるため、集団指導や実地指導において、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」等を活用し、感染症の予防と発生時の適切な対応が図られるよう指導します。
- 市町村や施設関係者と共同で策定した「大阪府指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所選考指針」(平成17年1月改正)に基づき、入所の必要性の高い高齢者が優先的に入所できるように、適正な入

所選考の確保を指導します。

- 事務移譲後の市町村において、事務執行が円滑に行われるよう、市町村を支援します。

第5節 介護保険事業の適切な運営

第3項 介護保険制度運営に関する支援・助言

- 介護保険制度が適切に運営されるように、市町村等への指導・助言を行います。

【現状と課題】

- 介護保険制度の円滑な運営のため、保険者共通の課題の把握、解決策の検討を行い、必要に応じて国への提言等を行っています。
- 介護保険制度に対する信頼感と持続可能性を確保するため、市町村は介護給付適正化事業に取り組んでいるところであり、より効率的・効果的な取組みを継続することが必要です。
- 介護保険料率の上昇を抑制するため、介護保険法の改正により、平成24年度に限り介護保険財政安定化基金の一部取り崩しが可能となりました。

【施策の方向】

(1) 介護保険制度運営に関する支援・助言

- 保険者実地指導等の機会を通じ、助言・支援を行います。
- 課題ごとに市町村と共同で介護保険制度ワーキングを設置し、また、地域ごとに設置されている「ブロック会議」への参画等を通じて、介護保険制度の運営に関する課題の的確な把握・解決や迅速な情報提供に努め、介護保険制度が円滑に運営されるよう、適切な支援を行います。

(2) 介護給付適正化に向けた取組みへの支援

- 府では、平成23年度に策定した第2期介護給付適正化計画（計画期間：平成23～26年度）に基づき、下記の8項目を重点として一層の給付適正化に取り組みます。

【重点8項目】

- ①要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）②ケアプランの点検
- ③住宅改修の適正化④福祉用具購入・貸与調査⑤医療情報との突合
- ⑥縦覧点検⑦介護給付費通知⑧給付実績の活用

- 府として、市町村が策定した適正化実施計画の取組みを支援するため、大阪府国民健康保険団体連合会と連携して、適正化研修会の開催等を行

います。

- いわゆる「囲い込み」など、高齢者の権利侵害や過剰なサービス提供など不適正な事業運営が疑われる事案に対しては、保険者や関係機関が連携し、ケアプランチェックや指導・監督の実施等により対応していきます。

(3) 財政安定化基金の設置運営

- 平成 24 年度に介護保険財政安定化基金の一部取り崩しを行います。取り崩した財源については、介護保険法の規定により、3分の 1 ずつを市町村、府、国に配分し、市町村分は保険料率抑制、府分は介護保険に関する事業に充てることとしています。（詳細は予算成立後に記載）
- 取崩し後の介護保険財政安定化基金については、適正に管理・運営し、保険給付の増大等による保険者の財源不足に対して資金の貸付を行うなど保険者の健全な財政運営の確保に努めます。

第6節 福祉・介護サービス基盤の充実

- 介護サービスを必要とされる方に必要なサービスが提供されるよう、サービス基盤の整備は不可欠です。地域包括ケアを支える介護サービスを充実するため、今後とも居宅サービスや地域密着型サービスの基盤整備について市町村と連携して取り組みます。
- 高齢者が身体的な状態や家庭環境等により居宅で暮らすことが困難となった場合のセーフティネットとして介護保険施設や老人福祉施設は重要な役割を担っています。今後とも、適正な施設整備を推進するとともに、入所者個人の尊厳に配慮したケアの推進に取り組みます。

第1項 居宅サービスの基盤の充実

【現状と課題】

- 指定を受ける居宅サービス事業者の数は、介護保険制度創設時（2,628事業所）から大きく増加しています。

居宅サービス事業所の指定状況	
居宅サービス事業所	9,072 事業所
予防サービス事業所	8,832 事業所
居宅介護支援事業所の指定状況	
居宅介護支援事業所	3,142 事業所
基準該当事業者数	
居宅サービス事業者	42 事業所
居宅介護支援事業者	23 事業所
(平成23年10月1日現在)	

- 介護保険法の改正による「大都市特例」の創設や大阪府版地方分権により、居宅サービス事業所の指定・指導権限を順次市町村に移譲します。

【施策の方向】

- 居宅サービス事業者の指定権限等の移譲が円滑に行われるよう努めるとともに、事務移譲が地域の実情に応じた基盤整備ときめ細かい指導に繋がるように市町村を支援します。

第2項 地域密着型サービスの普及促進

【現状と課題】

- 地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムを構築していくうえで、重要なサービスですが、採算性の問題などから事業者の参入が進んでいないなど、一部のサービスを除き計画に比して普及が進んでいません。
- 地域密着型サービスについて、所在地以外の市町村が事業所の指定を行う場合には、所在地の市町村の同意が必要でしたが、介護保険法の改正により、両方の市町村長の合意があれば、所在地の市町村長の同意は不要とされました。
- 介護保険法改正により新たに創設されたサービス（「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「複合型サービス」）は、地域密着型サービスと位置付けられており、事業者及び利用者への制度周知、サービスの計画的な普及に向けた方策など、市町村と連携した取組みが求められます。

【施策の方向】

- 市町村の主体的な取組みを推進するため、介護保険法の改正により、地域密着型サービスについて市町村が独自に報酬を設定する権限が拡大されました。府として制度改革の周知に努め、市町村が地域の実情に応じ、権限を有効に活用してサービスの普及促進に努めるよう支援します。
さらに、市町村の意向や現場の実態を踏まえ、サービスの普及につながるよう必要な制度改革を国に提案していきます。
- サービス事業者の指定事務の簡素化を踏まえ、指定や指導の具体的な実施方法等について、市町村と共同で設置する介護保険制度ワーキング等を活用し、必要な調整や課題の解決に努めるなど、引き続き市町村に対する支援を行います。
- 新たに創設されたサービスの計画的な普及のため、市町村に対し、制度の周知や先進事例の紹介、介護保険制度ワーキング等を通じた実務上の課題解決に取り組みます。また、利用者への周知や事業者への情報提供など市町村の取組みを支援します。

第3項 施設基盤の充実

【現状と課題】

- 特別養護老人ホームの入所申込者は年々増加する傾向にあり、計画的な施設整備を着実に進める必要があります。
- 特別養護老人ホーム、老人保健施設については、これまでの集団処遇的なケアから、一人ひとりの心身の状態に応じた個別性の高いケアを行うため、個室ユニット型施設の整備を進めることができます。
- 昭和56年以前の旧耐震基準で建設された介護保険施設及び老人福祉施設については、建物が老朽化しています。
- 養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、入所期間の長期化に伴い、介護を必要とする入所者が増加しています。

【施策の方向】

- 介護保険施設については、市町村等が高齢者のニーズ、給付と負担のバランス等に係る住民合意を踏まえて見込んだサービス必要量及び面的整備計画を基本として整備を推進します。
- 特別養護老人ホーム、老人保健施設について、新規施設や老朽施設の建替え、改修においては、入居者ができる限り在宅に近い居住環境のもとで安心して生活できるように、個室ユニット型施設の整備を推進します。
- 既設の老朽化した施設について、入居者の生活に及ぼす影響を考慮し、計画的に必要な建替えを推進します。特に昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設されたものについては、優先して建替えを推進します。
- 養護老人ホームや軽費老人ホームについては、現在の供給実績や地域ニーズ、周辺地域にあるサービス付高齢者向け住宅などの整備及び利用状況を勘案し、市町村が見込んだ整備目標を踏まえた整備や建替えを推進します。

また、入所者の介護ニーズに対応するため、施設が特定施設入居者生活介護の指定を受けることについて支援します。